



生食発0831第23号
令和5年8月31日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
（公印省略）

クリーニング所における衛生管理要領の一部改正について

クリーニング所における衛生管理に関しては、「クリーニング所における衛生管理要領」（昭和57年3月31日環指第48号）に基づき、実施していただいているところです。

今般、令和4年12月にデジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえ、苦情の申出先の紙での店頭掲示及び書面配布についてデジタル技術等を活用した対応も可能であることを明確化するとともに、クリーニング業法第3条の2の規定に基づき、クリーニング業を営む者に義務づけられている利用者に対する洗濯物の処理方法等の説明などの留意事項を改めてお示しし、利用者の利益の擁護に繋げること等を目的として、「クリーニング所における衛生管理要領」を別紙のとおり改正しましたので、関係者に対して周知を図るとともに、クリーニング所における衛生管理の指導等に当たって遺漏のないよう御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。